



大津市公報

平成 27 年 9 月 28 日
号外 (第 59 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

78 大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例.....	1
79 大津市職員分限懲戒審査委員会条例.....	2
80 大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例.....	2
81 大津市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例.....	7
82 大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例.....	8
83 大津市個人情報保護条例の一部を改正する条例.....	8
84 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例.....	9
85 大津市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例.....	9
86 大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例.....	10
87 大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例.....	10
88 大津市手数料条例の一部を改正する条例.....	10
89 大津市生活環境の保全と増進に関する条例の一部を改正する条例.....	11
90 大津市創作展示館条例の一部を改正する条例.....	11
91 大津市印鑑条例の一部を改正する条例.....	12
92 大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例.....	12
93 大津市生涯学習センター条例の一部を改正する条例.....	12
94 大津市歴史博物館条例の一部を改正する条例.....	13
95 大津市火災予防条例の一部を改正する条例.....	13

条 例

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を公布する。

平成27年9月28日

大津市長 越 直 美

大津市条例第78号

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(個人番号の利用範囲)

第3条 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により特定個人情報を利用することができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第3条第1項ただし書の規定は、法附則第1条第5号

に掲げる規定の施行の日から施行する。

大津市職員分限懲戒審査委員会条例を公布する。

平成27年9月28日

大津市長 越 直 美

大津市条例第79号

大津市職員分限懲戒審査委員会条例

(設置)

第1条 本市の一般職の職員の分限及び懲戒に関する事項を審査するため、大津市職員分限懲戒審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防局長又は議長の諮問に応じ、一般職の職員の分限及び懲戒に関する事項を審査し、その結果を答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に附則第4項の規定による改正前の大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号)第1条の規定により置かれている大津市分限懲戒審査委員会(以下「旧委員会」という。)は、この条例の規定に基づく委員会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に旧委員会の委員である者は、この条例の施行の日、第3条第2項の規定により委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同日における旧委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(大津市附属機関設置条例の一部改正)

4 大津市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

別表市長の部大津市職員分限懲戒審査委員会の項を削る。

大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例を公布する。

平成27年9月28日

大津市長 越 直 美

大津市条例第80号

大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第5項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定により臨時的に任用される職員(以下「臨時職員」という。)の給与等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(賃金)

第2条 別表第1に掲げる臨時職員の給料又は報酬(以下「賃金」という。)の額は、同表に掲げる額の範囲内で任命権者が市長と協議して定める。

- 2 前項の賃金のうち月額をもって定められているもの(以下「月額賃金」という。)を受ける臨時職員には、当該臨時職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(任命権者が市長と協議して定める場合を除く。)は、当該月に係る賃金を支給しない。
- 3 臨時職員が欠勤したときは、任命権者が市長と協議して定めるところにより、当該欠勤した日又は時間の賃金に相当する額を減額するものとする。
- 4 賃金の計算期間は月の初日から末日までとし、その期間に係る賃金を職務に従事した月の翌月の13日に支給する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)に規定する休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

(割増賃金)

第3条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた非常勤の臨時職員及び祝日法に規定する休日、年末年始の休日等(以下「休日等」という。)に勤務することを命ぜられた非常勤の臨時職員には、一般職の職員(大津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第21号)の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)の時間外勤務手当及び休日勤務手当の例により、割増賃金を支給する。

第4条 市民病院に勤務する非常勤の臨時職員には、その従事した業務に応じて、別表第2に定める額の範囲内で市長が定める額の割増賃金を支給する。

- 2 前項の割増賃金の支給方法は、一般職の職員の相当する手当の例に準じて市長が定める。

第5条 市民病院又は介護老人保健施設に勤務する非常勤の臨時職員であって、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務するものには、一般職の職員の夜間勤務手当の例により、割増賃金を支給する。

(時間外勤務手当及び休日勤務手当)

第6条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた常勤の臨時職員(第10条に規定する臨時教員を除く。次項において同じ。)には、時間外勤務手当を支給する。

- 2 休日等に勤務することを命ぜられた常勤の臨時職員には、休日勤務手当を支給する。
- 3 前2項の手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。

(宿日直手当等)

第7条 市民病院に勤務する常勤の臨時職員には、その従事した業務に応じて、宿日直手当、防疫作業手当、感染症患者救護等作業手当、夜間看護等手当、死体解剖補助作業等手当、放射線取扱手当、病理検査手当及び緊急時呼出手当(以下「宿日直手当等」という。)を支給する。

- 2 前項に規定する宿日直手当等の額は、別表第2に定める割増賃金の上限額の範囲内で市長が定める額とする。
- 3 第1項の宿日直手当等の支給方法は、一般職の職員の例による。

第8条 市民病院又は介護老人保健施設に勤務する常勤の臨時職員であって、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務するものには、一般職の職員の例により、夜間勤務手当を支給する。

(期末手当)

第9条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する臨時職員のうち、次の各号のいずれにも該当する者に対し、期末手当を支給する。ただし、任命権者が市長と協議して定める場合を除く。

1 週間に30時間以上勤務する者

基準日まで連続して6箇月以上任用されている者

次のアからオまでのいずれかに該当する者

ア 児童福祉施設等に勤務する保育士又は用務員

イ 児童クラブに勤務する指導員

- ウ 市民病院に勤務する者
- エ 介護老人保健施設に勤務する者
- オ 市立学校に勤務する用務員

2 前項の期末手当の額は、任命権者が市長と協議して定める 1 箇月当たりの賃金の額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 108、12 月に支給する場合においては 100 分の 118 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 6 箇月 100 分の 100
- 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80
- 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60
- 1 箇月以上 3 箇月未満 100 分の 30

3 第 1 項の期末手当の支給方法は、一般職の職員の期末手当の例に準じて任命権者が市長と協議して定める。
(臨時教員の手当等)

第 10 条 大津市立幼稚園に勤務する臨時的任用教育職員(以下「臨時教員」という。)のうち、常勤である者(任命権者が市長と協議して定める勤務形態等で勤務する者であって、月額賃金を受けるものに限る。)には、別表第 3 に定める額の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額の手当等を支給する。

2 前項の手当等の支給方法は、大津市教育公務員の給与に関する条例(昭和 32 年条例第 22 号)に規定する教育公務員の相当する手当等の例に準じて任命権者が市長と協議して定める。
(退職手当)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する常勤の臨時職員が、任命権者が市長と協議して定める勤務形態等で連続して 3 年以上勤務して退職した場合には、当該臨時職員に対し、退職手当を支給する。

- 児童福祉施設等に勤務する保育士又は用務員
- 児童クラブに勤務する指導員
- 市民病院に勤務する者
- 介護老人保健施設に勤務する者
- 市立学校に勤務する用務員
- 臨時教員

2 前項の退職手当の額は、次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 3 年以上 5 年未満 50,000 円
- 5 年以上 10 年未満 100,000 円
- 10 年以上 15 年未満 150,000 円
- 15 年以上 200,000 円

3 第 1 項の退職手当の支給方法は、任命権者が市長と協議して定める。
(通勤手当等)

第 12 条 臨時職員のうち居住地から勤務地までの距離が 2 キロメートル以上の者に、次の各号に掲げる 1 箇月の勤務日数の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の通勤手当又は費用弁償を支給する。

15 日以上 1 箇月につき、一般職の職員の通勤手当の例により算定した額(交通機関等の利用者については、任命権者の定めるところにより算出したその者の 1 箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額)。ただし、26,000 円(常勤の臨時教員にあっては、55,000 円)を限度とする。

10 日以上 14 日以下 前号により算定した額に 2 分の 1 を乗じて得た額

2 前項の通勤手当又は費用弁償の支給方法は、一般職の職員の通勤手当の例に準じて任命権者が市長と協議して定める。
(旅費等)

第 13 条 臨時職員が公務のため旅行したときは、大津市職員等の旅費に関する条例(昭和 32 年条例第 31 号)による一般の職員の旅費相当額の旅費又は費用弁償を支給する。

2 前項の旅費又は費用弁償の支給方法は、一般職の職員の旅費の例に準じて任命権者が市長と協議して定める。
(委任)

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が市長と協議して定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前に臨時職員に支給された給与等は、この条例の規定に基づき支給されたものとみなす。
(大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正)

3 大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和31年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び短時間勤務職員並びに」を「、短時間勤務職員、」に改め、「に掲げる嘱託職員」の次に「及び大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例(平成27年条例第80号)別表第1に掲げる臨時職員のうち非常勤の者」を加える。

(大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

4 大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「及び法」を「、法」に改め、「技能労務職員」という。)の次に「及び法第22条第5項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定により臨時的に任用される職員」を加える。

第24条第1項中「(平成3年法律第110号)」を削る。

第25条を削り、第26条を第25条とし、第27条を第26条とする。

(大津市教育公務員の給与に関する条例の一部改正)

5 大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「教育公務員」の次に「(法第22条第5項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定により臨時的に任用される職員を除く。)」を加える。

(大津市職員退職手当支給条例の一部改正)

6 大津市職員退職手当支給条例(昭和37年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び単純な労務に雇用される一般職の職員」を「、単純な労務に雇用される一般職の職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第5項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定により臨時的に任用される職員」に改める。

第2条中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

別表第1(第2条関係)

区分	賃金の上限額
事務補助員	日額6,620円又は1時間につき860円
警備員	1時間につき 860円
やまびこ総合支援センターに勤務する看護師	日額 8,950円
自動車運転士	日額 6,820円
保育士	日額 8,200円
保育園保健担当職員	日額 9,180円
用務員	日額6,620円又は1時間につき860円
調理員	日額 6,620円
児童厚生員	日額 7,430円
児童クラブ指導員	日額 7,950円
介護福祉士	日額 8,240円
獣医師	日額 9,400円
保健師	日額 9,180円
助産師(市民病院に勤務する者を除く。)	日額 9,180円
看護師(この表に別段の定めがある者を除く。)	日額 8,770円
准看護師(市民病院に勤務する者を除く。)	日額 8,240円
管理栄養士(市民病院に勤務する者を除く。)	日額 8,770円

栄養士 (市民病院に勤務する者を除く。)	日額 7,430円
歯科衛生士 (市民病院に勤務する者を除く。)	日額 7,330円
はり師・きゅう師	日額 7,430円
発達相談員	日額 10,080円
施設管理技術員	日額 8,770円
環境整備員	日額 8,640円
建築技術補助員	日額 8,770円
市民病院に勤務する看護補助員	1時間につき 953円
市民病院に勤務する医療技術補助員	1時間につき 953円
市民病院に勤務する助産師	1時間につき 1,563円
市民病院に勤務する看護師	1時間につき 1,558円
市民病院に勤務する准看護師	1時間につき 1,320円
市民病院に勤務する薬剤師	日額12,540円又は1時間につき1,618円
市民病院に勤務する医療技術職等の臨時職員 (看護補助員、医療技術補助員、助産師、看護師、准看護師及び薬剤師を除く。)	日額11,560円又は1時間につき1,492円
訪問看護師	日額13,240円又は1時間につき1,655円
介護老人保健施設に勤務する介護職員	日額 8,570円
会計事務補助員	日額 7,430円
小1すこやか支援員	1時間につき 1,010円
特別支援教育支援員	1時間につき 1,010円
学校図書館司書	1時間につき 1,010円
臨時養護教諭	日額 7,530円
養護教諭補助員	日額 7,530円
臨時教員	月額224,600円又は1時間につき1,130円
子育て支援指導員	日額7,810円又は1時間につき1,010円
養護職員	1時間につき 1,170円
森林環境学習指導員	日額 7,430円
指導主事	日額8,640円又は1時間につき1,110円
文化財発掘調査補助員	日額 6,930円
文化財発掘作業員	日額 6,620円
文化財整理補助員	日額 6,100円

備考 市民病院に勤務する看護補助員が休日等、日曜日又は土曜日に正規の勤務時間が割り振られ、その日に

勤務した場合の賃金の上限額は、この表に定めるところにより算定したその日の勤務に係る賃金の上限額に300円の範囲内で市長が別に定める額を加算した額とする。

別表第2(第4条関係)

区分	割増賃金の上限額
宿日直手当相当分	宿日直勤務1回につき 12,200円
防疫作業手当相当分	防疫作業に従事した日1日につき 340円
感染症患者救護等作業手当相当分	感染症患者救護等作業に従事した日1日につき 340円
夜間看護等手当相当分	夜間看護等勤務1回につき 6,600円
死体解剖補助作業等手当相当分	死体解剖補助作業等1体につき 1,200円
放射線取扱手当相当分	放射線等照射作業等に従事した日1日につき 350円
病理検査手当相当分	病理検査に従事した日1日につき 250円
緊急時呼出手当相当分	緊急に呼び出されて従事した業務1回につき 500円

別表第3(第10条関係)

区分	手当等の上限額
教職調整額	月額賃金に100分の4を乗じて得た額
地域手当	月額賃金に教職調整額を加えた額に100分の3を乗じて得た額
義務教育等教員特別手当	月額 775円
期末手当	月額賃金に教職調整額及び地域手当の月額を加えた額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額に、一般職の職員の期末手当の例による期間率を乗じて得た額
勤勉手当	6月又は12月に支給する場合において、月額賃金に教職調整額及び地域手当の月額を加えた額に100分の75を乗じて得た額に、一般職の職員の勤勉手当の例による期間率を乗じて得た額

大津市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例を公布する。

平成27年9月28日

大津市長 越 直 美

大津市条例第81号

大津市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

大津市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成16年条例第3号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(住民基本台帳カードに関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に住民基本台帳カード(この条例による廃止前の大津市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条各号に掲げるサービスを受けるために同条例第3条第2項の規定による必要な情報の記録がされたものに限る。)の交付を受けている者については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法(昭和42年法律第

81号) 第30条の44第 9 項の規定により当該住民基本台帳カードが効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第17条第 1 項の規定により同法第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、なお従前の例による。

(大津市民カードに関する経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に大津市住民基本台帳カードの利用並びに大津市民カードの交付及び利用に関する条例等の一部を改正する条例(平成24年条例第25号)附則第 3 項の規定の適用を受けている者については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年 9 月28日

大津市長 越 直 美

大津市条例第82号

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部中「市長が指名する」を削り、同表教育委員会の部大津市通学区域審議会の項及び大津市教科用図書選定審議会の項中「教育委員会が指名する」を削り、同項の次に次のように加える。

Table with 4 columns: Committee Name, Purpose, Number of Members, and Qualifications. The table details the composition and qualifications for the committee on textbooks selection.

別表教育委員会の部大津市中心身障害児就園就学指導委員会の項及び大津市立学校結核対策審議会の項中「教育委員会が指名する」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市個人情報保護条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年 9 月28日

大津市長 越 直 美

大津市条例第83号

大津市個人情報保護条例の一部を改正する条例

大津市個人情報保護条例(平成16年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 5 項を第 7 項とし、第 4 項を第 6 項とし、第 3 項の次に次の 2 項を加える。

- 4 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
5 この条例において「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

第12条第 1 項中「保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第12条の 2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録(番号法第23条第 1 項及び第 2 項の規定により記録された特定個人情報をいう。以下同じ。))を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
3 前項の規定は、保有特定個人情報の利用を制限する法令又は他の条例の規定の適用を妨げるものではない。
4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有特定個人情報の利用目的

以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部課に限るものとする。

第14条中「保有個人情報」を「保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を」に改める。

第16条第2項中「法定代理人」の次に「(保有特定個人情報の開示を請求する場合にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)」を加え、同条第3項中「が開示請求」の次に「(保有特定個人情報に係るものを除く。)」を加え、「前項の法定代理人以外の」を「本人の委任による」に改める。

第25条第1項中「保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。第37条及び第39条から第42条までにおいて同じ。)」を加える。

第29条第1項中「保有個人情報が」を「保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)」が」に改める。

第31条第2項中「法定代理人」の次に「(保有特定個人情報の訂正を請求する場合にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)」を加え、同条第3項中「が訂正請求」の次に「(保有特定個人情報に係るものを除く。)」を加え、「前項の法定代理人以外の」を「本人の委任による」に改める。

第38条中「提供先」の次に「(情報提供等記録の訂正の実施をした場合にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))」を加える。

第39条第1項各号を次のように改める。

次のいずれかに該当するとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

ア 第6条第2項の規定に違反して保有されているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき。

イ 第12条第1項若しくは第2項若しくは第12条の2第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。

第12条第1項若しくは第2項、第13条第1項又は番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

第39条第2項中「法定代理人」の次に「(保有特定個人情報の利用停止の請求をする場合にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)」を加え、同条第3項中「が利用停止請求」の次に「(保有特定個人情報に係るものを除く。)」を加え、「前項の法定代理人以外の」を「本人の委任による」に改める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第12条の次に1条を加える改正規定(情報提供等記録に関する部分に限る。)、第25条第1項の改正規定及び第38条の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年9月28日

大津市長 越 直 美

大津市条例第84号

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例(平成23年条例第48号)の一部を次のように改正する。
第23条第1項中「市長の附属機関として」を削り、同条第2項及び第4項中「市長」を「執行機関等」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

大津市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年9月28日

大津市長 越 直 美

大津市条例第85号

大津市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員の再任用に関する条例（平成12年条例第73号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の 2 第 1 項第 1 号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第 7 条の 3 第 1 項第 4 号」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月 1 日から施行する。

大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年 9 月28日

大津市長 越 直 美

大津市条例第86号

大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

大津市職員退職手当支給条例（昭和37年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第 2 項」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月 1 日から施行する。

大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年 9 月28日

大津市長 越 直 美

大津市条例第87号

大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 大津市嘱託職員の報酬等に関する条例（平成27年条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 訪問看護師の項の次に次のように加える。

市民病院に勤務する事務職の嘱託員（この表に別段の定めがある者を除く。）	月額 416,570円
-------------------------------------	-------------

第 2 条 大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 市民病院に勤務する事務職の嘱託員（この表に別段の定めがある者を除く。）の項中「416,570円」を「486,860円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

大津市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年 9 月28日

大津市長 越 直 美

大津市条例第88号

大津市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 大津市手数料条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表に次の 1 項を加える。

61 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第 7 条第 1 項に規定する通知カードの再交付 1 枚につき 500円

第 2 条 大津市手数料条例の一部を次のように改正する。

附則第 3 項の前の見出し及び同項を削り、附則第 4 項に見出しとして「（志賀町の区域の編入に伴う経過措置）」を付し、同項を附則第 3 項とする。

別表第 4 項及び第11項中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改め、同表第12項ただし書を削り、同表第30項を次のように改める。

30 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下この項において「法」という。）に基づく事務

法第 7 条第 1 項に規定する通知カードの再交付 1 枚につき 500円

個人番号カードの再交付 1 枚につき 800円

別表第61項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成27年10月5日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に住民基本台帳カード(大津市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例(平成27年条例第81号)による廃止前の大津市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成16年条例第3号)第2条各号に掲げるサービスを受けるために同条例第3条第2項の規定による必要な情報の記録がされたものに限る。)の交付を受けている者については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44第9項の規定により当該住民基本台帳カードが効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第17条第1項の規定により同法第2条第7項に規定する個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時点までの間は、第2条の規定による改正前の大津市手数料条例別表第4項、第11項及び第12項ただし書の規定は、なおその効力を有する。

大津市生活環境の保全と増進に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年9月28日

大津市長 越 直 美

大津市条例第89号

大津市生活環境の保全と増進に関する条例の一部を改正する条例

大津市生活環境の保全と増進に関する条例(平成10年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第76条第1項中「第2条第14項」を「第2条第16項」に改める。

附 則

この条例は、大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成27年法律第41号)の施行の日から施行する。

大津市創作展示館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年9月28日

大津市長 越 直 美

大津市条例第90号

大津市創作展示館条例の一部を改正する条例

大津市創作展示館条例(平成7年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

創作展示館の常設展示又は特別展示を観覧しようとする者は、観覧料を納付しなければならない。

別表第1に備考として次のように加える。

備考

1 この表中「一般」とは、小学校に就学するまでの者、小学生、中学生、高校生及び大学生以外の者をいう。

2 小学校に就学するまでの者は、無料とする。

3 市内に住所を有する者で、65歳以上のものは、この表の一般の項に定める額の5割に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、この表の規定にかかわらず、無料とする。

市内に住所を有する者で、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けているもの

市内に住所を有する者で、滋賀県知事から知的障害者の療育手帳の交付を受けているもの

市内に住所を有する者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの

市内に住所を有する者で、介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けているもの

前各号に規定する者を介護する者(前各号に規定する者1人につき1人に限る。)

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

大津市印鑑条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年9月28日

大津市長 越 直 美

大津市条例第91号

大津市印鑑条例の一部を改正する条例

大津市印鑑条例（昭和45年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項を削る。

第7条第5号を削る。

第11条第3項中「（カード登録者については、カード）」を削り、同条第4項を次のように改める。

- 4 前項の規定にかかわらず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定による利用者証明用電子証明書の記録がされたものに限る。）の交付を受けている者は、当該個人番号カードを利用して民間端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に住民基本台帳カード（大津市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例（平成27年条例第81号）による廃止前の大津市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成16年条例第3号）第2条各号に掲げるサービスを受けるために同条例第3条第2項の規定による必要な情報の記録がされたものに限る。）の交付を受けている者については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第9項の規定により当該住民基本台帳カードが効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第1項の規定により同法第2条第7項に規定する個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、なお従前の例による。
- 3 前項の規定の適用を受ける者は、市長に申請して、住民基本台帳カードを市長に返納した上、印鑑登録証の交付を受けることができる。

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年9月28日

大津市長 越 直 美

大津市条例第92号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第4項中「第29条第1項」を「第39条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市生涯学習センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年9月28日

大津市長 越 直 美

大津市条例第93号

大津市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

大津市生涯学習センター条例（平成 4 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 1 項の表備考第 1 項中「以下同じ。）に在学する生徒」を「）に在学する生徒」に改め、別表第 2 第 1 項の表備考第 4 項第 4 号及び第 5 号を次のように改める。

市内に住所を有する者で、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項に規定する要介護認定又は同条第 2 項に規定する要支援認定を受けているもの

前各号に規定する者を介護する者（前各号に規定する者 1 人につき 1 人に限る。）

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

大津市歴史博物館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 27 年 9 月 28 日

大津市長 越 直 美

大津市条例第 94 号

大津市歴史博物館条例の一部を改正する条例

大津市歴史博物館条例（平成 2 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項を次のように改める。

博物館の常設展示又は特別展示を観覧しようとする者は、観覧料を納付しなければならない。

別表第 1 に備考として次のように加える。

備考

- 1 この表中「一般」とは、小学校に就学するまでの者、小学生、中学生、高校生及び大学生以外の者をいう。
- 2 小学校に就学するまでの者は、無料とする。
- 3 市内に住所を有する者で、65 歳以上のものは、この表の一般の項に定める額の 5 割に相当する額（その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、この表の規定にかかわらず、無料とする。
 - 市内に住所を有する者で、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者手帳の交付を受けているもの
 - 市内に住所を有する者で、滋賀県知事から知的障害者の療育手帳の交付を受けているもの
 - 市内に住所を有する者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの
 - 市内に住所を有する者で、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項に規定する要介護認定又は同条第 2 項に規定する要支援認定を受けているもの
 - 前各号に規定する者を介護する者（前各号に規定する者 1 人につき 1 人に限る。）

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

大津市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 27 年 9 月 28 日

大津市長 越 直 美

大津市条例第 95 号

大津市火災予防条例の一部を改正する条例

大津市火災予防条例（昭和 37 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 47 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第 47 条の 3 消防局長は、防火対象物を利用しようとする者の当該防火対象物に係る防火上の安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が法又はこれに基づく命令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防局長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。